

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年1月29日

【会社名】 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社

【英訳名】 ITOHAM YONEKYU HOLDINGS INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮下 功

【本店の所在の場所】 東京都目黒区三田1丁目6番21号

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 伊藤ハム株式会社
管理本部経理部 部長 高橋 伸
米久株式会社
執行役員IR室長 青柳 敏文

【最寄りの連絡場所】 伊藤ハム株式会社
東京都目黒区三田1丁目6番21号
米久株式会社
静岡県沼津市岡宮寺林1259番地

【電話番号】 伊藤ハム株式会社
03(5723)8111
米久株式会社
055(929)2797

【事務連絡者氏名】 伊藤ハム株式会社
管理本部人事総務部東京人事総務室 室長 前田 弘崇
米久株式会社
執行役員IR室長 青柳 敏文

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 128,083,380,819円
(注) 本届出書提出日において未確定であるため、伊藤ハム株式会社(以下「伊藤ハム」といいます。)及び米久株式会社(以下「米久」といいます。)の最近事業年度末日(伊藤ハムは平成27年3月31日、米久は平成27年2月28日)における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成28年1月26日に開催された伊藤ハム株式会社及び米久株式会社の臨時株主総会において、株式移転計画が承認されたこと等に伴い、平成27年12月25日に提出いたしました有価証券届出書及び平成28年1月18日に提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため、また、両社の臨時株主総会議事録の写しを添付書類として追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

第二部 【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1 【組織再編成（公開買付け）の概要】

1 【組織再編成の目的等】

2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

イ 提出会社の企業集団の概要

3 【組織再編成に係る契約】

1 . 株式移転計画の内容の概要

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1 . 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

8 【組織再編成に関する手続】

2 . 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

3 . 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

2 【沿革】

第2 【事業の状況】

4 【事業等のリスク】

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【臨時報告書】

(添付書類の追加)

伊藤ハム株式会社の臨時株主総会議事録の写し

米久株式会社の臨時株主総会議事録の写し

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

（訂正前）

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|-----------------------------|--|
| 普通株式 | 297,277,894株 (注) 1, 2, 3 | 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4 |

(注) 1 普通株式は、平成27年11月6日に開催された伊藤ハム及び米久(以下、総称して「両社」といいます。)の各取締役会の決議(株式移転計画の作成承認、株主総会への付議)及び平成28年1月26日に開催予定の両社の各臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定であります。

(後略)

（訂正後）

| 種類 | 発行数 | 内容 |
|------|-----------------------------|--|
| 普通株式 | 297,277,894株 (注) 1, 2, 3 | 完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4 |

(注) 1 普通株式は、平成27年11月6日に開催された伊藤ハム及び米久(以下、総称して「両社」といいます。)の各取締役会の決議(株式移転計画の作成承認、株主総会への付議)及び平成28年1月26日に開催された両社の各臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定であります。

(後略)

第二部 【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1 【組織再編成（公開買付け）の概要】

1 【組織再編成の目的等】

2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

イ 提出会社の企業集団の概要

(訂正前)

当社設立後の当社と両社の状況は以下のとおりです。

両社は、両社の臨時株主総会における承認を前提として、平成28年4月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

(後略)

(訂正後)

当社設立後の当社と両社の状況は以下のとおりです。

両社は、平成28年4月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

(後略)

3 【組織再編成に係る契約】

1 . 株式移転計画の内容の概要

(訂正前)

両社は、それぞれの臨時株主総会による承認を条件として、平成28年4月1日(予定)をもって、当社を完全親会社とし、両社を完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下、「本株式移転計画」といいます。)を、平成27年11月6日開催の各社取締役会の決議に基づいて共同で作成いたしました。

本株式移転計画に基づき、伊藤ハムの普通株式1株に対して当社の普通株式1株、米久の普通株式1株に対して当社の普通株式3.67株をそれぞれ割当て交付します。本株式移転計画においては、平成28年1月26日に開催予定の両社の各臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしてしております。その他、株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています(詳細につきましては、後記「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

(訂正後)

両社は、平成28年4月1日(予定)をもって、当社を完全親会社とし、両社を完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下、「本株式移転計画」といいます。)を、平成27年11月6日開催の各社取締役会の決議に基づいて共同で作成いたしました。

本株式移転計画に基づき、伊藤ハムの普通株式1株に対して当社の普通株式1株、米久の普通株式1株に対して当社の普通株式3.67株をそれぞれ割当て交付します。本株式移転計画に定めるところにより、平成28年1月26日に開催された両社の各臨時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が行われております。その他、株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています(詳細につきましては、後記「2. 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

（訂正前）

買取請求権の行使の方法について

両社の株主が、その有する伊藤ハムの普通株式、米久の普通株式につき、伊藤ハム又は米久に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成28年1月26日に各々開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ伊藤ハム又は米久に対して通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、伊藤ハム又は米久が、上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

伊藤ハム

議決権の行使の方法としては、平成28年1月26日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、伊藤ハムに提出する必要があります。)。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成28年1月25日午後5時までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、伊藤ハムに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、上記臨時株主総会の日から3日前までに、伊藤ハムに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、伊藤ハムは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

米久

議決権の行使の方法としては、平成28年1月26日開催予定の臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、米久の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、米久に提出する必要があります。)。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成28年1月25日午後5時までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、米久に上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、上記臨時株主総会の日から3日前までに、米久に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、米久は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

（後略）

（訂正後）

買取請求権の行使の方法について

両社の株主が、その有する伊藤ハムの普通株式、米久の普通株式につき、伊藤ハム又は米久に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成28年1月26日に各々開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ伊藤ハム又は米久に対して通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、伊藤ハム又は米久が、上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

伊藤ハム

議決権の行使の方法としては、平成28年1月26日開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、伊藤ハムに提出する必要があります。)。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成28年1月25日午後5時までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、伊藤ハムに上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、上記臨時株主総会の日日の3日前までに、伊藤ハムに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、伊藤ハムは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

米久

議決権の行使の方法としては、平成28年1月26日開催された臨時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、米久の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該臨時株主総会に関する代理権を証明する書面を、米久に提出する必要があります。)。また、郵送によって議決権を行使する方法もあり、その場合には平成28年1月25日午後5時までに議決権を行使することが必要となります。郵送による議決権の行使は、上記臨時株主総会に関する株主総会参考書類同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、米久に上記の行使期限までに到達するように返送することが必要となります。

株主は、複数の議決権を有する場合、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、上記臨時株主総会の日日の3日前までに、米久に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、米久は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

（後略）

8 【組織再編成に関する手続】

2. 株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

(訂正前)

| | |
|-----------------------|----------------|
| 経営統合基本契約書承認取締役会決議(両社) | 平成27年9月15日 |
| 経営統合基本契約書締結(両社) | 平成27年9月15日 |
| 株式移転計画書承認の取締役会決議(両社) | 平成27年11月6日 |
| 臨時株主総会に関する基準日(両社) | 平成27年11月21日 |
| 統合承認臨時株主総会(両社) | 平成28年1月26日(予定) |
| 上場廃止日(両社) | 平成28年3月29日(予定) |
| 当社設立日(効力発生日) | 平成28年4月1日(予定) |
| 当社新規上場日 | 平成28年4月1日(予定) |

ただし、今後手続を進める過程で、関係当局の許可等を含む本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により、必要な場合には両社協議のうえ、上記日程を変更する場合があります。

(訂正後)

| | |
|-----------------------|----------------|
| 経営統合基本契約書承認取締役会決議(両社) | 平成27年9月15日 |
| 経営統合基本契約書締結(両社) | 平成27年9月15日 |
| 株式移転計画書承認の取締役会決議(両社) | 平成27年11月6日 |
| 臨時株主総会に関する基準日(両社) | 平成27年11月21日 |
| 統合承認臨時株主総会(両社) | 平成28年1月26日 |
| 上場廃止日(両社) | 平成28年3月29日(予定) |
| 当社設立日(効力発生日) | 平成28年4月1日(予定) |
| 当社新規上場日 | 平成28年4月1日(予定) |

ただし、今後手続を進める過程で、関係当局の許可等を含む本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により、必要な場合には両社協議のうえ、上記日程を変更する場合があります。

3. 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

(訂正前)

普通株式について

両社の株主が、その有する伊藤ハムの普通株式又は米久の普通株式につき、伊藤ハム又は米久に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成28年1月26日各々開催予定の臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ伊藤ハム又は米久に対して通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、伊藤ハム又は米久が、上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(後略)

(訂正後)

普通株式について

両社の株主が、その有する伊藤ハムの普通株式又は米久の普通株式につき、伊藤ハム又は米久に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成28年1月26日各々開催された臨時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ伊藤ハム又は米久に対して通知し、かつ、上記臨時株主総会において本株式移転に反対し、伊藤ハム又は米久が、上記臨時株主総会の決議の日から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告をした日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

(後略)

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

2 【沿革】

（訂正前）

- 平成27年9月15日 両社は、各社取締役会において、共同で株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて経営統合基本契約書の締結を決議いたしました。
- 平成27年11月6日 両社は、各社取締役会において、経営統合基本契約書に基づき、それぞれの株主総会の承認を前提として、本株式移転に係る株式移転計画書の作成を決議いたしました。
- 平成28年1月26日 両社の各臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議する予定であります。
- 平成28年4月1日 両社が株式移転の方法により当社を設立する予定であります。また、当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定であります。

なお、完全子会社となる両社の沿革につきましては、各社の有価証券報告書(伊藤ハムにおいては平成27年6月26日、米久においては平成27年5月28日提出)をご参照ください。

（訂正後）

- 平成27年9月15日 両社は、各社取締役会において、共同で株式移転の方法により共同持株会社を設立し経営統合を行うことについて経営統合基本契約書の締結を決議いたしました。
- 平成27年11月6日 両社は、各社取締役会において、経営統合基本契約書に基づき、それぞれの株主総会の承認を前提として、本株式移転に係る株式移転計画書の作成を決議いたしました。
- 平成28年1月26日 両社の各臨時株主総会において、両社が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両社がその完全子会社となることについて決議いたしました。
- 平成28年4月1日 両社が株式移転の方法により当社を設立する予定であります。また、当社の普通株式を東京証券取引所に上場する予定であります。

なお、完全子会社となる両社の沿革につきましては、各社の有価証券報告書(伊藤ハムにおいては平成27年6月26日、米久においては平成27年5月28日提出)をご参照ください。

第2 【事業の状況】

4 【事業等のリスク】

（訂正前）

当社は本届出書提出日現在において設立されておられません、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は平成28年4月1日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めていますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 関係当局の許認可や承認が得られない、又は遅延するリスク
- ・ 臨時株主総会で本株式移転計画の承認が得られないリスク
- ・ 何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・ 経済情勢の急激な変化、金融市場の混乱等により予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・ 経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

（後略）

（訂正後）

当社は本届出書提出日現在において設立されておられません、本株式移転に関連し、当社グループの経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両社の完全親会社となるため、当社の設立後は本届出書提出日現在における両社の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなりうるものが想定されます。両社の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、本届出書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営統合に関するリスク

当社の設立は平成28年4月1日を目指しており、現在経営統合に向けた準備を両社で進めていますが、例えば以下のような経営統合に関するリスクが想定され、業務運営、経営成績、財政状態などに重要な影響を及ぼす可能性があります。

- ・ 関係当局の許認可や承認が得られない、又は遅延するリスク
- ・ 何らかの事情により、本株式移転計画の内容が変更になるリスク
- ・ 経済情勢の急激な変化、金融市場の混乱等により予定どおりに経営統合が進まないリスク
- ・ 経営統合により期待されるシナジー効果が十分に発揮されないリスク

（後略）

第五部 【組織再編成対象会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社が提出した書類】

【臨時報告書】

(訂正前)

伊藤ハム

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出

- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成27年6月29日に関東財務局長に提出
- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書
平成27年9月15日に関東財務局長に提出
- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書
平成27年11月6日に関東財務局長に提出

米久

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出

- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成27年6月2日に関東財務局長に提出
- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書
平成27年9月15日に関東財務局長に提出
- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書
平成27年11月9日に関東財務局長に提出

(訂正後)

伊藤ハム

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出

- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成27年6月29日に関東財務局長に提出
- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書
平成27年9月15日に関東財務局長に提出
- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書
平成27年11月6日に関東財務局長に提出
- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成28年1月28日に関東財務局長に提出

米久

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日までに、以下の臨時報告書を提出

- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成27年6月2日に関東財務局長に提出
- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書
平成27年9月15日に関東財務局長に提出
- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書
平成27年11月9日に関東財務局長に提出
- () 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
平成28年1月28日に関東財務局長に提出